

第 26 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 9 月 26 日（月）午前 9 時 30 分から午前 10 時 27 分

2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
	12 番	小山 重和			

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の平成 24 年度第 17 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 26 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係主任 日高 隆一郎

【総合農政課 農業再生対策係長 鮫島 幸紀】

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第 26 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号) 2番、池亀 昭次 委員。3番、中里 安男 委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成24年度第17号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案第1号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第1号について説明いたします。

議案第1号は、農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権3件)について、承認を求めるものでございます。資料は1ページから6ページに関するものです。

1番が、平成24年度第17号にて承認されました、平成25年2月28日付け公告の一部変更について、貸す人・A。借る人・B の案件であります。

2番が、平成25年度第26号にて承認されました、平成25年10月31日付け公告の一部変更について、貸す人・C。借る人・D の案件であります。

3番が、平成28年度第23号にて承認されました、平成28年6月30日付け公告の一部変更について、貸す人・E。借る人・F の案件であります。

3ページになりますが、農用地利用集積変更計画総括表です。

1番上が平成25年3月1日から平成30年2月28日の5年間を設定期間とする、畑993㎡を平成28年8月31日に合意解約、理由といたしましては農地として、再生する予定で借用しておりましたが再生困難により、取消しをするものです。

2番目の段になりますが、平成25年11月1日から平成30年10月31日の5年間を設定期間とする、畑4,181㎡を平成28年8月5日に売買のための合意解約により、取消しをするものです。

3番目が平成28年7月1日から平成33年6月30日の5年間を設定期間とする、畑4,000㎡を平成28年8月31日に面積の錯誤により、取消しをするものでございます。

資料4ページをお開きください。変更計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権設定する者は南種子町〇〇××番地 A、利用権設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 B。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。

現況地目は 畑で、面積は 993 m² であります。

取消しの理由については、借受者は、農地として再生する予定で農地の借用をしたところですが、再生が困難であることから合意解約するものでございます。

また、去る5月10日に農地パトロールで現地調査を実施したところ、作物は耕作されておらず、農地として再生困難な農地として、判断されております。

整理番号2番。利用権設定する者は南種子町〇〇××番地 C、利用権設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 D。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。

現況地目は 畑で、面積は 4,181 m² であります。

取消しの理由については、売買によるものであります。借受者のD氏が、現在さとうきびを作付けしておりますが、今年度のさとうきびの収穫後に引き渡しをすることになっております。

整理番号3番。利用権設定する者は南種子町〇〇××番地 E、利用権設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 F でございます。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。

現況地目は 畑で、面積は 4,000 m² であります。

取消しの理由については、去る6月10日に奨励金の申請に伴う関係で現地調査を実施したところ、面積が 4,000 m² で申請されていたところですが、現地確認時に 3,000 m² であるということから、面積錯誤であることが判明したため、取り消すものです。

また、正式な農地貸借の申請については、議案第2号の中でご提案申し上げます。

以上、1号議案について承認を求めるものであります。よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成28年度第26号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、農用地利用集積計画の承認について、平成28年9月30日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権2件・所有権移転3件を定めたいので承認を求めるものでございます。

資料9ページをお開きください。利用権設定の総括表です。

公告日は9月30日で、期間の始期を平成28年10月1日、終期が33年9月30日の5年間の存続期間が2件で、畑が全体で20,503㎡の申請であります。

10ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番について、今回、利用権を設定する方は、南種子町〇〇△△の△△共有 代表 Gさん 外1件で、利用権設定を受ける方は、〇〇××番地 Hさん 外1件です。

現況は、畑が2筆の20,503㎡です。設定期間は、5年間設定です。

個別の資料については、11ページから14ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続いて、資料15ページをお開きください。所有権移転の総括表です。

鹿児島県地域振興公社 が買い受ける事案であります。公告日は平成28年9月30日、対価の支払いが28年10月13日、引渡時期が28年10月13日で、田の1,988㎡、畑が14,672㎡で、所有権移転をする人の数が3名の申請でございます。

16ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番。所有権移転をする者は〇〇××番地 I、所有権移転を受ける者は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 であります。

土地の所在は、〇〇字△△×× 外1筆、合計面積が7,810㎡の所有権移転で、権利の内容は牧草作付け、売買で 対価 〇〇円です。

整理番号2番。所有権移転をする者は〇〇××番地 J、所有権移転を受ける者は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 であります。

土地の所在は、〇〇字△△×× 外1筆、合計面積が1,988㎡の所有権移転で、権利の内容は水稻作付け、売買で 対価 〇〇円です。

整理番号3番。所有権移転をする者は愛知県豊橋市△△××番地 K、所有権移転を受ける者は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 であります。

土地の所在は、〇〇字△△××、合計面積が6,862㎡の所有権移転で、権利の内容は牧草作付け、売買で 対価 〇〇円です。

申請内容は以上であります。個人の同意書など関係資料は17ページか

ら 19 ページに、字図を 20 ページから 22 ページに添付してあります。お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

以上、2号議案について承認を求めるものであります。よろしくをお願いいたします。説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 2 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・C、譲受人・L、事務局より議案第 3 号の説明をお願いします。日高主任。

事 務 局 資料 23 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 1 件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 C さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 L さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は 4,181 m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 25 ページから添付しています。

以上、1 件につきましては、9 月 12 日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号 1 番、高田委員。

9 番委員 はい。この案件につきましては、12 日の現地調査において、廻っていた委員につきましては、内容は分かっているかと思えますけれども、1号議案で提案があった合意解約の案件で、いま現在の耕作者は D さんでございますけれども、C さんが、農地を手放したいというようなこと

で、L君が、購入をして耕作をするというようなことでございます。現在、キビの植え付けがされておりますけれど、今年のカビの収穫作業終了後に、Lさんに農地を渡すというような約束での売買でございます。

今後も、Lさんにおかれましては、農業経営を続けていくということで、経営拡大でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

D君も大型の農業経営をやっておりますけれども、まあ自分が1人の農業経営ということで、お姉さんと一緒にやっておりますけれども、後継者がいないようなこともありまして、農地の手放しをするということでございますので、ご協議方よろしくお願ひを申し上げます。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を議題にします。申請人・M、事務局より議案第4号の説明をお願いします。総合農政課 鮫島係長。

総合農政課 それでは議案第4号について、ご説明いたします。

議案第4号については、農業振興地域整備計画の変更に対して意見を求めるものであります。資料は27ページからになります。

今回の変更については、農用地区域からの除外でありまして、申請者はM氏で、変更しようとする土地については、大字〇〇字△△××番であります。除外の面積については33.57アールということでありまして、目的としましては、既存の元農業用倉庫だったところを住宅に変更している部分がありまして、ここについては宅地という形になりまして、残りの部分については、太陽光パネルの設置用地ということであります。資料のほうについては、図面等は33ページまでです。34ページにはパネルの配置図まで添付してありますので、お目通しをよろしくお願ひします。

議 長 鮫島係長より説明が終わりました。

議 長 はい。高田委員、補足説明をお願いします。

9番委員 はい。21日の日に、この農地の申請者はMさんですけれども、父Nさんから私のほうに連絡・電話がありまして、こうした申請についての経緯と申しますか、今までのこの農地の取扱いについての報告がありました。

というのは、この農地・土地については、平成8年に〇〇港ですね。港

を造る時に、工事の段階で、工事中の壁が崩れて、そこにコンクリートを流すつもりで、それぞれセメント会社が持って行った状況の中で、そのような工事が出来ない状況になって、セメントの処分が出来ないというようなことで、工事者からの話があり、そのセメントについて処分地をば自分がここに入れてくれということで、まあその土地にセメントを入れた、処分したということで報告があります。

それで、コンクリートを入れたことによって、まあ畜舎を建設し、牛の放牧をしたというようなこととございます。それであの、その牛を放す段階においても、まあセメントばかりでは牛がすべくり倒すということで、事故を起こすことも考えられたので、その上にバラスを敷いて、牛を放牧した経過があつて、それを今から掘り起こして農地にかえずということも大変なこととちょっと出来かねるというふうなことで、まあどうしたもんかということで、太陽光パネルを設置するという事になった次第であります。そのような旨を委員の皆さんにも伝えてくださいというようなこととございましたので、皆さんに一応報告をしておきたいと思ひます。以上です。

議 長 はい。懇談に入ります。

議 長 はい。懇談を解きます。

議 長 他に質問等はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。